

## 鳥取市の取り組みについて

(中山間地域振興課・企画調整課)

テーマ	若者の定住促進の取り組みについて
鳥取市の取組み状況 (現状)	<p><b><u>I. 鳥取市UJIターン若者就職奨励金交付事業</u></b></p> <p>本市では、「鳥取市UJIターン若者就職奨励金交付事業」として、若者の本市への就職・定住を奨励することで、本市内の企業が求める優秀な人材の確保及び「鳥取力」を高める人づくり・地域づくりを強力に推進しています。</p> <p><b>【補助対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県外に1年以上居住していた者で平成24年4月1日以降に鳥取市に転入した者（県外大学に在学していた者を含む）</li> <li>○平成24年10月1日以降に、鳥取市の登録企業に継続的な形態で雇用された者（雇用契約期間は1年以上）、または、鳥取市において起業した者</li> <li>○上記企業に採用されてから6ヶ月間鳥取市に定住し継続的な形態で雇用された者、若しくは企業後6ヶ月間鳥取市に定住し、かつ継続して事業を営む者。</li> <li>○採用時、または、起業時の年齢が満40歳未満の者</li> <li>○本奨励金交付申請日より5年以上、鳥取市から転出しない意思を示した者</li> </ul> <p><b>【補助金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者1人あたり10万円交付。</li> <li>○また、配偶者またはその他扶養親族と一緒に転入された場合は、それぞれ1人あたり5万円を加算（ただし、同一の世帯に交付する額は20万円が上限。）</li> </ul> <p><b>【事業の効果実績】</b></p> <p>○平成25年11月14日現在 25世帯／39人</p> <p><b><u>II. 鳥取市地元大学等卒業生就職奨励金</u></b></p> <p><b>【事業の目的】</b></p> <p>若者定住と就職支援を目的として、市内の大学、私立専修学校等を卒業し、市内の企業等に就職された方に対し、奨励金（5万円）を交付する制度。</p> <p><b>（交付要件）</b></p> <p>下記の条件をすべて満たす方が奨励金交付の対象者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年3月に鳥取大学（医学部含む。）、鳥取環境大学及び市内の私立専修学校を卒業された者</li> <li>○平成25年度中に鳥取市に住民票を有している者</li> <li>○平成25年度中に市内に本店又は支店を有する企業等に就職した者 若しくは、市内において自営業に従事する者（起業、個人事業開業など）</li> <li>○継続的な形態で雇用された者（雇用契約期間は1年以上とします。）で、6か月以上継続して勤務・営業している者</li> </ul> <p><b>【事業の効果・実績】</b></p> <p>33名申請済（H25年11月14日現在 H25年交付見込み数：186名）</p>

<p>今後の方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者への更なる周知</li> </ul>
<p>課題・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者定住に対する効果の検証</li> <li>・対象者への周知・PR</li> </ul>
<p>その他</p> <p>※参考資料等があれば添付してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市UJIターン若者就職奨励金ちらし</li> <li>・地元大学等卒業生就職奨励金ちらし</li> </ul>

# 鳥取市 UJI ターン若者就職奨励金

## 若者よ 帰ってきんさい 鳥取市

### どんな制度なの？

鳥取市に移住して、鳥取市内の企業に就職された方に奨励金を交付する制度です。  
(一定の条件あり)

### いくらもらえるの？

対象者1人あたり10万円交付します。また、配偶者またはその他扶養親族と一緒に移住された場合は、それぞれ1人あたり5万円を加算します。(ただし、同一の世帯に交付する額は20万円が上限です。)

### どうしたらもらえるの？

下記の条件をすべて満たす方が奨励金交付の対象者となります。

- 県外に1年以上居住していた者で平成24年4月1日以降に鳥取市に移住した者  
(県外大学に在学していた者を含む)
- 平成24年10月1日以降に、**鳥取市の登録企業**に継続的な形態で雇用された者  
(雇用契約期間は1年以上とします)、または、鳥取市において起業した者
- 上記企業に採用されてから6か月間鳥取市に定住し継続的な形態で雇用された者、  
若しくは起業後6か月間鳥取市に定住し、かつ継続して事業を営む者
- 採用時、または、起業時の年齢が**満40歳未満**の者
- 本奨励金交付申請日より5年以上、鳥取市から転出しない意思を示した者

### 「鳥取市の登録企業」ってなに？

下記の条件をすべて満たし、申請に基づいて鳥取市が登録認定をした企業です。登録企業は鳥取市公式ホームページで確認できます(下記問い合わせ先でも照会できます)。

- 鳥取市内に本店若しくは支店を有する企業
- 平成24年度～26年度までの間に、雇用者を県外から求める企業
- 採用に意欲のある企業で、鳥取市がマッチングを行う上で各種情報提供に協力する企業

#### お問い合わせ

○奨励金の申請・受給について  
鳥取市 企画推進部 中山間地域振興課  
☎0857-20-3184  
E-mail: chiikishinko@city.tottori.lg.jp

#### お問い合わせ

○企業登録に関する申請・認定等について  
鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
☎0857-20-3134  
E-mail: keizai@city.tottori.lg.jp



# 鳥取市 地元大学等卒業生就職奨励金のご案内

鳥取市では、地元大学等を卒業された若者の定住を促進することで、地域の活力向上をはかるため、この度鳥取大学、鳥取環境大学及び市内私立専修学校を卒業された方であって、平成25年度中に鳥取市内で就職された方に対し、奨励金として5万円を交付する制度ができました。

次の要件にあてはまる方は、必要書類をそろえて下記提出先まで郵送等により申請してください。

## 【対象者】

平成25年3月に鳥取大学(医学部含む。)、鳥取環境大学又は市内私立専修学校を卒業され、次の1～3の要件のいずれにも該当する方。

### 1. (市内在住条件)※

鳥取市に在住している方(住民票に記載されている方)

### 2. (市内企業等就労条件)※

①鳥取市内に本店若しくは支店を有する企業・事業所に雇用された者(原則1年以上の雇用契約であり、1週間の所定労働時間が30時間を超える方)

②市内において会社を設立し、又は個人事業等を開始された方

※年度途中に就職された方も含みます。

※期間の定めがあります。  
平成25年4月1日～平成26年3月31日までに満たすことが必要です。

### 3. (継続勤務条件)

2. の勤務・事業等を、6か月以上継続していること。

(1. 及び2. の条件が期間中に満たされていれば、平成26年3月31日を超えても構いません。)

【対象外】 次の方は対象外となり、交付できませんので御注意ください。

・国家公務員又は地方公務員として勤務されている方(特別職含む。)

・過去にこの奨励金の交付を受けた方

## 【必要書類】

1. 鳥取市地元大学等就職奨励金交付申請書(様式第1号)

2. 住民票の写し(個人のもの(抄本)で、世帯主・続柄・本籍・筆頭者の掲載は不要です。)

3. 卒業証明書(学校から取得してください。)

4. 雇用証明書(様式自由)又はこれに相当する書面により、継続して6か月以上就労していることを証明する書類

※雇用証明書は、勤務条件(雇用期間、週所定労働時間など)が記載されるようお願いいたします。

※継続して6か月就労していることの証明は、雇用証明書等にて採用年月日から6か月経過した日以降の日付で証明書を発行してもらい、その他辞令交付書と在職証明等により就労の開始から6か月以上経過していることが分かる必要があります。

## 【申請期限】 すべての要件を満たしてから6か月以内

(例:鳥取市に住民票があり、市内企業に平成25年4月1日から正規雇用等の場合、平成25年10月1日に要件を満たすのでそこから6か月以内の平成26年3月31日までが申請期限となります。)

## 【提出先・お問合わせ先】

〒680-8571 鳥取市尚徳町116 鳥取市役所 企画推進部 企画調整課

TEL:0857-20-3153 FAX:0857-21-1594 E-mail:kikaku@city.tottori.lg.jp

## 【申請の流れ】

※申請書の提出から振込まで、概ね1か月程度



### 【卒業生→市役所】

必要書類をそろえて御提出ください。

### 【市役所→卒業生】

あわせて振込先を御記入いただく書面もお送りいたします。

### 【卒業生→市役所】

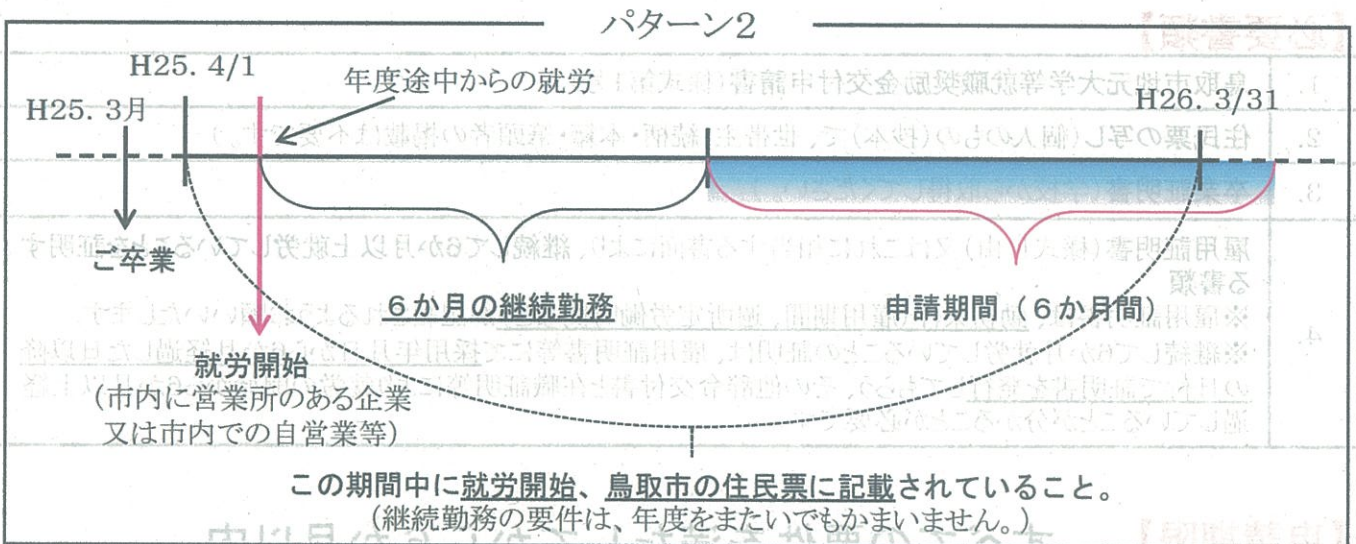
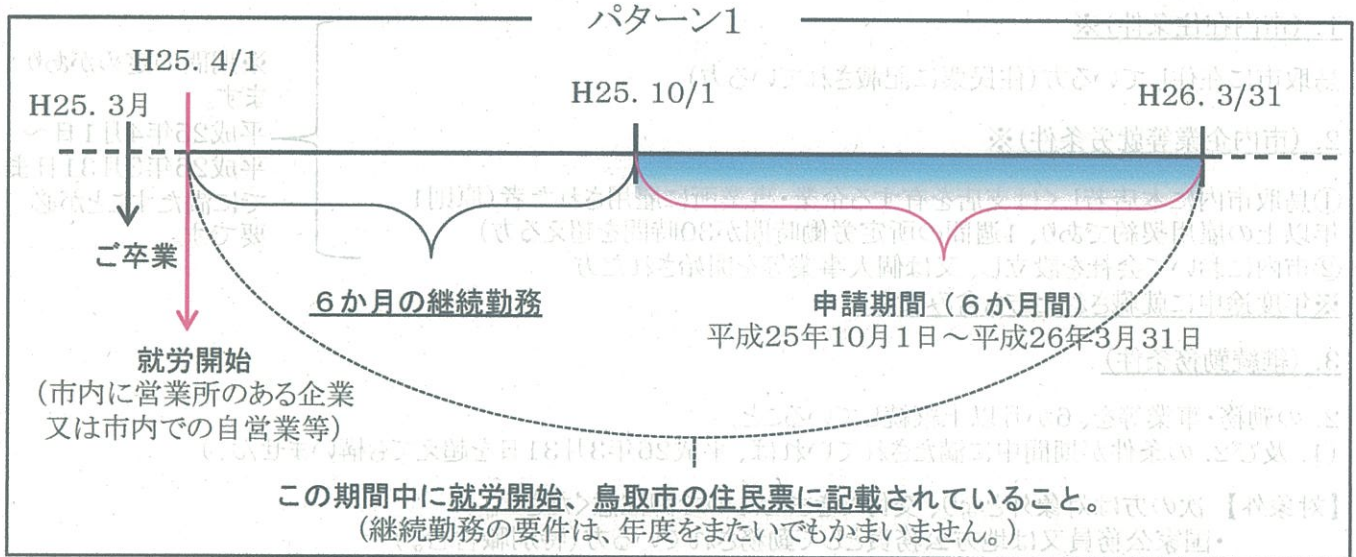
お振込先の口座をお知らせください。

### 【市役所→指定口座】

お知らせいただいた口座への振込となります。

【参考】

## 【申請要件のパターン(例)】



※6か月の継続勤務については、当初の採用が試用期間など、正式な雇用が前提であれば雇用形態が変わっても継続勤務の期間に含めることができます。

【参考】